

## 障害者グループホーム等支援事業実施要綱

### (事業の目的)

第1条 この事業は、県内の障害者のグループホーム及び生活ホーム（以下「グループホーム等」という。）のバックアップ体制を強化し、グループホーム等の量的拡充と質的向上を図ることにより、グループホーム等で暮らす障害者の生活の質の向上と、施設入所者、在宅障害者等のグループホーム等を利用した地域生活への移行を促進することを目的とする。

### (事業の実施区域)

第2条 この事業の実施区域は、千葉県内（千葉市、船橋市及び柏市の市域を除く。）とする。

### (事業の実施方法)

第3条 この事業は、県が広域的見地に立って事業を推進する観点から、障害保健福祉圏域ごとに県が実施する中核地域生活支援センター事業を受託する事業者又は同事業との連携が適切に行われるものとして同事業を受託する事業者が推薦する社会福祉法人等に委託して実施する。

### (受託事業者の決定)

第4条 本事業を委託する事業者（以下「受託事業者」という。）の決定は、前条の規定による事業者からの実施協議書（別記第1号様式）の提出をもって行う。

### (委託料の決定)

第5条 この事業の委託料は、それぞれの契約ごとに、予算の範囲内で知事が別に定める額と前条の規定による実施協議書において受託事業者から提示される事業に要する費用の予定額とを比較していずれか少ない方の額とする。

ただし、事業の実施に当たり、特に必要があると知事が認める場合は、予算の範囲内で委託料の額を増額して決定することができる。

2 事業の実施後において、事業に要した費用が契約金額を下回った場合は、受託事業者は、その差額を返還しなければならない。

### (事業の実施内容)

第6条 この事業を実施するため、受託事業者は、グループホーム等の運営その他グループホーム等の事業を支援する障害者グループホーム等支援ワーカー（以下「支援ワーカー」という。）を配置する。

2 支援ワーカーの配置方法は次のとおりとする。

一 支援ワーカーは、常勤、専任とする。

ただし、事業の実施に支障がないと知事が認める場合は非常勤とすること

ができる。

二 支援ワーカーは、各種福祉施策に精通している者であって、次のいずれかに該当する者とする。

ア 社会福祉士又はそれに準ずる資格を有する者であって、障害福祉業務について5年以上の実務経験を有する者

イ 支援ワーカー業務について1年以上の実務経験を有する者

三 支援ワーカーは、中核地域生活支援センターに配置する。

ただし、事業の実施に支障がないと知事が認める場合はその他の適切な場所に配置することができる。

3 支援ワーカーは、次に掲げる事項に留意して別表に定める業務を行う。

一 支援ワーカーは、県が設置する中核地域生活支援センター、市町村及び地域自立支援協議会と密接に連携を図りながら業務を行うものとする。

二 支援ワーカーは、グループホーム等、障害児・者施設その他の障害福祉サービス事業所、医療機関その他関係機関等への定期的な訪問を通じ、業務を行うものとする。

三 支援ワーカーは、公正、中立の立場から業務を行わなければならない。

(受託事業者の責務)

第7条 受託事業者は、事業の実施に当たり、県が設置する中核地域生活支援センター及びこの事業を実施する他の受託事業者と情報を共有し、常に連携を図るとともに、市町村、公共職業安定所、健康福祉センター、児童相談所、障害者相談センター、福祉事務所その他関係行政機関等と密接に連携を図り、事業を円滑かつ効果的に実施するよう努めなければならない。

2 受託事業者は、公正、中立の立場から事業を実施しなければならない。

(研修の実施)

第8条 この事業の円滑かつ効果的な実施に資するため、受託事業者は、支援ワーカーを県が主催する支援ワーカーの資質の向上を目的とした研修に参加させなければならない。

(相談・支援等の記録票の作成)

第9条 この事業の的確な実施を図るため、受託事業者は、障害者グループホーム等支援事業相談・支援等記録票（別記第2号様式）を作成しなければならない。

(秘密の保持等)

第10条 この事業の実施に当たり、受託事業者及び支援ワーカーは、職務上知り得た障害者及びその家庭等に関する情報の取り扱いについては特に留意する

とともに、業務上の必要を除き、その秘密を漏らしてはならない。

(事業の実績報告)

第11条 受託事業者は、事業完了後、速やかに事業の実績を知事に報告しなければならない。

(書類の保管)

第12条 受託事業者は、当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に係る証拠書類を整備するとともに、当該帳簿及び証拠書類並びに第8条に規定する書類を事業完了後、5年間保存しなければならない。

(従事経験の認定)

第13条 支援ワーカーに従事した経験については、「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」(平成18年9月29日厚生労働省告示第544号)に基づき定めた「サービス管理責任者の要件となる実務経験について」第1のキに該当するものとみなす。

(その他)

第14条 特別の事情により、本要綱によりがたい場合は、あらかじめ知事の承認を受けてその定めによるものとする。

附 則

この要綱は、平成17年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年8月22日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年2月1日から施行し、平成23年度予算に係る事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年2月4日から施行し、平成27年度予算に係る事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から適用する。

別表（第6条関係）

項 目	実施業務の内容
○グループホーム等に対する相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者（その従業者を含む）からの事業所の運営等に関する相談支援</li> <li>・利用者（その家族等を含む）からの事業所の運営等に関する相談支援</li> </ul>
○グループホームの新規開設支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者等に対する新規開設に関する提案</li> <li>・新規開設希望者に対する開設支援</li> </ul>
○地域におけるグループホーム等相互の協力体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者相互の横断的機関（連絡協議会、設置者会、世話人会、利用者会等）の設置、運営（研修会等の開催）</li> </ul>
○市町村、地域自立支援協議会、相談支援事業所等との連携体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者（その家族等を含む）からの相談に関する各種相談窓口への引き継ぎ</li> <li>・市町村の事業者相互の横断的機関への参画の促進</li> <li>・事業者の地域自立支援協議会への参画の促進</li> </ul>
○グループホーム等の事業に関する情報収集、分析、提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループホーム等の空室情報、利用者からの利用希望情報の収集、提供</li> <li>・不動産情報その他グループホーム等の事業に資する情報の収集、分析、提供</li> </ul>
○グループホーム制度の普及、啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者グループホーム大会の開催</li> <li>・障害者グループホーム講座の開催</li> <li>・各種講演活動（県外活動を含む）</li> <li>・各種広報活動（広報誌の発行、ホームページの開設、事業年報への寄稿等）</li> </ul>
○その他、グループホーム等の事業の充実のため必要と認められる業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の権利擁護に関する事業所の運営体制の整備の支援 (その他の内容については、そのつど県及び受託事業者において協議する)</li> </ul>

第1号様式（第4条関係）

障害者グループホーム等支援事業実施協議書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

法 人 名

代表者名

次のとおり、障害者グループホーム等支援事業を実施したいので協議します。

①障害保健福祉圏域		②法人設立年月日	年 月 日	
③法人が行う事業				
④支援ワーカー配置場所（中核地域生活支援センター以外に配置する場合はその理由）				
⑤中核地域生活支援センターとの連携方法（推薦による場合に記載すること）				
⑥担当支援ワーカー	氏 名	年齢	資格の種類	障害福祉業務の実務経験年数

（添付書類）

- 1 事業計画書（事業計画、支援ワーカーに関する履歴、資格を証する書類、法人の実施事業に関するパンフレット、事業実績の確認できる書類等）
- 2 事業収支予算書、貸借対照表
- 3 推薦書（中核地域生活支援センター事業を受託する法人からの推薦を受けて事業を行おうとする法人の場合に限る）

第2号様式（第9条関係）

障害者グループホーム等支援事業相談・支援等記録票

その1

支援等実施年月日		年 月 日 ( )		支援等方法	訪問 来所 電話 その他 ( )
グループホーム等の種別		GH、生活ホーム（名称： )			
相談・支援等の対象		利用者、利用希望者、世話人、設置者、その他 ( )			
相談・支援等の相手方		氏名等		ホーム名又は住所等	
相談等事項				相談等に係る状況	
支援等事項				その他の活動	※GH等の空き情報の収集・提供、市町村・職場等の訪問先、打合せ概要等の活動について記載のこと。
(その他特記事項)					

障害者グループホーム等支援事業相談・支援等記録票

その2

相 談 ・ 支 援 等 の 状 況			
年月日 ( )	相手方名	相談・支援等の内容・対応等の状況等 (詳細)	備 考